

第 7 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年6月24日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年6月24日（火曜日）

午前10時4分開議

午後0時10分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革の推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 馬 場 成 志
 副委員 長 松 田 三 郎
 委 員 児 玉 文 雄
 委 員 松 村 昭
 委 員 前 川 收
 委 員 中 原 隆 博
 委 員 平 野 みどり
 委 員 氷 室 雄一郎
 委 員 藤 川 隆 夫
 委 員 重 村 栄
 委 員 池 田 和 貴
 委 員 溝 口 幸 治
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 淵 上 陽 一
 委 員 ・ 田 大 造
 委 員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一
 次 長 守 田 眞 一
 企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 角 田 岩 男

次 長 川 口 弘 幸

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 高 嶋 祐 治

財政課長 田 嶋 徹

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 本 田 恵 則

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

次 長 黒 田 豊

地域政策課長 神 谷 将 広

健康福祉部

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千加子

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊 藤 敏 明

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

議事課課長補佐 坂 本 道 信

午前10時4分開議

○馬場成志委員長 ただいまから、第7回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

今回は執行部を交えた最初の委員会でありますので、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方の御推挙により、委員長を仰せつかることになりました馬場でございます。松田副委員長のお力添えをいただきながら、本委員会の円滑な運営とともに活発な議論が展開されることを願っております。

本委員会には道州制に関する件及び地方分権改革推進に関する件、さらに過疎対策に関する件が新たに付託され、政令指定都市関係も地方分権改革推進に関する件に含めて審議することとなりました。御存じのとおり、地方分権改革の第一幕として市町村合併の議論があり、その結果、本県においても市町村の数が約半数になったところでもあります。国と地方のあり方を検討する観点からも、国においては首相を本部長とする地方分権改革推進本部が立ち上がり、今年5月に第1次勧告がなされるなど、地方分権へ向けての動きが再び活発化しております。

また、道州制問題に関しても、国からは道州制ビジョン懇談会の中間報告が本年3月に、財界においては道州制の導入に向けた第2次提言が同じく3月になされており、議論が進んでおります。さらに九州では本年5月、九州地域戦略会議で道州制の九州モデルの中間取りまとめがなされ、ますます議論が進んでおるところであります。また、過疎対策につきましては、現在の特別措置法が平成21年度末で失効することから、県議会、県が一体となって市町村と連携して新たな過疎法制定に向けて要望活動を展開していく必要がございます。そういった意味において執行部のほとんどすべての部局が入っているように間口の広いものでありますが、本委員会を発信源として広く県全体への関心が広がり、議論が喚起されればと思っております。

本委員会においては、執行部の皆様と情報をしっかり共有しつつ、委員の皆様方と忌憚のない活発な議論が展開される場になればと考えております。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、執行部からもあいさつを願いたいと思います。代表して総合政策局長の本本局長にお願いします。

○本本総合政策局長 おはようございます。執行部を代表いたしまして一言ごあいさつ申し上げます。

この度は昨年度に引き続きまして、道州制問題等調査特別委員会を御設置いただきました。今年度は、道州制、それから地方分権改革の推進に加えまして、新たに過疎対策について御議論をいただくことになりました。今、委員長の方からお話がありましたように、先前の審議事項につきましては着実に進んでおると、議論が国それから関係の団体等で行われておるところでございます。

本日の委員会では、まずは地方分権改革、それから道州制のこれまでの推移や最近の動向、政令指定都市制度の概要や県内の動き、及び過疎対策につきましては現状と課題等について御説明させていただきたいと考えております。

道州制問題等調査特別委員会におきます審議事項はいずれも本県の将来を大きく左右する事柄だろうというふうに思っております。執行部におきましても、このような体制で頑張りたいと思っておりますので、どうぞ1年間よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○馬場成志委員長 それでは、執行部から配付されている名簿に基づいて自己紹介をお願いします。

(総合政策局長～教育政策課長の順に自己紹介)

○馬場成志委員長 よございますか、よろしくお願ひします。

それでは、審議に入らせていただきます。

本委員会に付託されている調査案件は、1 道州制に関する件、2 地方分権改革推進に関する件、3 過疎対策に関する件であります、お手元に本日の次第を置いてあります。そちらをごらんいただきたいと存じます。

まず、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。説明に当たっては、可能な限り簡潔に願ひます。

それでは、お手元の次第に沿って企画課長から順次説明をお願いいたします。

○内田企画課長 企画課長の内田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

道州制の問題につきましては、本特別委員会において昨年度から御議論をいただいているところでございますが、本年度7名の先生方が新たに委員になられ、また、本年度初めての御議論ということで昨年度の議論を振り返る必要もあるかと思ひますので、道州制及びその議論のベースとなります地方分権の問題について御説明をさせていただきます。

平成18年に安倍内閣のときに初めて道州制担当大臣が設置され、政府において本格的に道州制について議論する状況が生まれております。現在、政府における道州制ビジョン懇談会、それから全国知事会における道州制特別委員会での議論、九州地方知事会及び九州の経済界で組織します九州地域戦略会議の第2次道州制検討委員会での議論と数多くの議論の場が設けられ、活発な議論が行われております。この道州制の議論は国と地方のあり方を変える議論でございますが、国と地方の関係をめぐる議論は、長年、地方分権に係る議論として展開されております。このため、地方分権のあり方、地方分権改革の議論を押えた上で道州制の議論を行う必要があるとい

うふうに考えております。

委員会資料の3ページの資料1をお願いいたします。そこで、地方分権改革のこれまでの流れや関係について、その概略を御説明いたします。

第1次地方分権改革が平成7年から始まり、平成12年の地方分権一括法の施行により機関委任事務の廃止等が行われました。この第1次の地方分権改革を総括した平成13年の地方分権推進委員会の最終報告で地方財政秩序の再構築や地方分権、市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討の必要性が述べられており、この議論が平成16年からの三位一体改革や第28次地方制度調査会の道州制のあり方に関する答申の布石になっております。平成16年からの三位一体改革を経て19年度から第2期地方分権改革の議論が始まっております。国と地方の役割分担の徹底した見直し、思い切った税財源移譲の推進が議論されておりますが、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が出しました基本的な考え方の前文に「こうした取り組みを進めることは、将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるものと考え。」との一文があり、今後の地方分権の議論は地方分権の最終的な姿としての道州制を見据えた議論が展開されるというふうになっております。また、昨年11月に地方分権改革推進委員会が出しました中間的な取りまとめでは、地方が主役の国づくりに向けた具体的な取り組みとして地方政府の確立のための権限移譲、完全自治体の実現等5つの取り組みを掲げ、国民、住民本位の地方分権改革を行うために法制的な仕組みの見直しが必要とされております。この中間的な取りまとめに関する各府省からの報告を受けて地方分権一括法成立の前段となります地方分権改革推進計画策定のための具体的な勧告として先月末に第1次の勧告が行われ、これを受け政府において第1次の地方分権改革推進要綱が示されたところです。

このような国と地方のあり方を考える地方分権の議論を見据えて、今後は道州制の議論を行っていく必要があるというふうに考えております。

4ページをお願いいたします。分権の流れについてももう少し詳しく御説明いたします。

まず、第1次地方分権改革ですが、第1次地方分権改革は、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的に始まっております。具体的には、平成7年に地方分権推進法が成立し、法により設置されました地方分権推進委員会の第1次から5次の勧告において機関委任事務の廃止、必置規制、権限移譲の問題等が取り上げられ、この勧告を受け475本の法律を対象とした、いわゆる地方分権一括法が成立し、平成12年4月1日から施行されております。この地方分権一括法の成立で国と地方公共団体の関係は上下主従の関係から対等協力の関係になり、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務となっております。ただ、このときの改革は、事務事業の移譲方法よりも広い意味での関与の縮小、廃止等に主眼が置かれたため、下の今後の課題にまとめておりますが、平成13年6月の地方分権推進委員会の最終報告では第1次の改革を未完の改革と位置づけ、次期分権改革の課題として6項目を提示しております。

5ページをお願いいたします。

第2期地方分権改革についてでございます。地方分権につきましては、先ほど御説明いたしました第1次地方分権改革や三位一体改革により進められてきたところでございますが、急速に進む少子・高齢化、市町村合併の進展を踏まえ、さらなる地方分権の進展が求められてまいりました。これを受けて新たに地方分権に向けた取り組みに着手し、地方分権を総合的かつ計画的に推進するために、

平成18年12月に地方分権改革推進法が成立いたしております。この法律は、平成19年、20年、21年度の3年間の時限立法でございます。現在この法律に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方、税財政制度等のあり方についての議論が行われております。具体的には平成19年4月に地方分権改革推進法に基づき、内閣に設置されました地方分権改革推進委員会での調査・審議が行われ、この委員会からの勧告を踏まえて策定されます地方分権改革推進計画により今後の分権改革が行われます。目指すべき方向として、分権社会への転換、(3)の地域間の財政力格差の縮小を目指す地方税財政基盤の確立、(4)の国の地方支分部局等の廃止・縮小を行い、(5)の地方政府の確立を目指すとしております。

6ページの資料2をお願いいたします。

現在、地方への権限移譲に関する第1次勧告が行われ、これに対する国の対処方針としての第1次の地方分権改革要綱が示されたところでございます。今後、第2次、第3次の勧告を経て地方分権改革推進計画の閣議決定、21年度末の新地方分権一括法案の国会提出へとつながっていくものというふうに思われます。

7ページをお願いします。

この表は、政府、地方分権改革推進委員会の動きに合わせて行ってきた全国知事会、地方6団体等の対応をまとめたものです。地方6団体も提言やヒアリングを通じ地方分権改革推進委員会に対する提言、意見交換を行っているところでございます。

8ページをお願いします。

これは地方分権改革推進委員会が昨年11月に出しました中間的な取りまとめの概要でございます。中間的な取りまとめでは、地方が主役の国づくりに向けた具体的な取り組みとして地方政府の確立のための権限移譲、完全自治体の実現など5つの取り組みを掲げております。国民、住民本位の地方分権改革を

行うためには法制的な仕組みの見直し等が必要であるとし、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めてみずからの責任において行政を実施する仕組みとしての①の義務付け・枠付け、関与の見直し、②の条例制定権の拡大等が必要であると言っております。個別の行政分野、事務事業の抜本的見直し検討では、国と地方の役割分担の観点から基本政策制度に関する検討事項として9ページに掲げた方向で7つの重点項目と10のその他の主要な事項の検討を行うとし、第1次の勧告につながっております。

地方分権改革と地方再生の項では、最近の急激な少子・高齢化やグローバル化で変質をしております過疎化の問題を取り上げ、この過疎化の問題に立ち向かって魅力ある地域を再生する取り組みのきっかけや仕組みとして地方分権改革が必要であるというふうに位置づけております。

税財政の項では、国と地方の税財政関係の5つの事柄について地方分権を進めるための制度設計の方向性を示し、今後、議論を行うということになっております。

分権社会への転換に向けた行政体制では、この問題が役割分担や税財源のあり方、国の新たなガバナンスの姿、さらには将来における道州制のあり方に基づく重要な問題であると認識し、主要な3つの論点を上げております。平成の合併で基礎自治体の整備が進んでおりますが、みずから事務を担うことが難しい場合や複数の地方自治体間で協力し担うことが効率的かつ質的向上にも資すると判断されるような場合、広域連合と多様な連携の形態を積極的に導入することも必要だとしております。地方支分部局等の見直しでは、昨年6月に閣議決定されました経済財政改革の基本方針、骨太の方針2007で地方支分部局の抜本的改革に向けた検討に取り組むこととされております。これを受けまして、委員会では地方支分部局に関する詳細な調査を行い、昨

年10月に公表しております。この件につきましては、地方6団体及び全国知事会との議論を経て第2次の勧告で委員会の見解が示される予定でございます。

10ページの資料4をお願いいたします。これが生活者の視点に立つ地方政府の確立を目指した第1次勧告の概要でございます。

第1章の国と地方の役割分担の基本的な考え方では、地方政府の確立のための権限移譲、国と地方の役割分担の見直し、基礎的自治体優先の原則から都道府県から市町村への権限移譲の推進等を述べております。

第2章では11ページにありますくらしづくりの7分野、まちづくりの8分野について抜本的な見直しの方向を示しております。

第3章では基礎的自治体への権限移譲と補助対象財産の財産処分の弾力化について言及しており、64法律、359項目の権限移譲や300以上の国庫補助金の財産処分の弾力化を求めております。

第4章で現在、課題となっております道路特定財源の一般財源化と消費者行政の一元化を取り上げ、第5章では第2次勧告に向けた検討課題であります国の出先機関の改革について、出先機関の廃止・縮小の方向で本年夏の間報告後、第2次勧告で言及すること、また、義務付け・枠付けについても、各府省に対し網羅的な調査を実施し、第2次の勧告に向けた見直しを進めることとされております。

11ページは重点行政分野の抜本的見直しの方向を示したものでございます。

12ページの資料5をお願いします。

第1次勧告に対する全国知事会のコメントでございます。全国知事会はこの勧告をおおむね評価しているとのコメントを出しております。しかしながら、地方の実情に合ったさらなる勧告の追加や、政府のリーダーシップを求める等の要望も行っております。

13ページから15ページの資料6をお願いし

ます。

第1次勧告の重点行政分野の42項目がございますが、この42項目のうち、国の第1次地方分権改革推進要綱で取り上げられた項目の中から特徴的な9項目を掲載しております。

16ページと17ページに政府の要綱に関する記事を掲載しておりますが、農地転用の許可に関する政府の対応については否定的な論調となっております。

18ページに地方分権改革に関する勧告、提言等の状況をまとめておりますけれども、地方分権を推進する立場としては、この地方分権改革推進委員会の一連の議論については注目していく必要があるというふうに思っております。

続きまして、20ページの資料7をお願いいたします。

道州制の概要についてまとめております。中ほどに道州制と混同しやすい都道府県合併のことを記載しておりますけれども、都道府県合併では国からの権限や財源が移譲されない、地方分権にはほど遠い制度であるということを確認しておく必要があると思います。道州制に関する今後の進め方では、国の道州制ビジョン懇談会では、3月に中間報告を出しておりますが、平成22年3月に最終報告を取りまとめる予定であり、平成30年ごろの道州制の完全移行を目指しております。ただ、この年限等は一応の目安と目標と考えております。

21ページの資料8をお願いいたします。

道州制の本格的な議論の契機となりました平成18年の第28次地方制度調査会答申以降の各団体における議論をまとめております。すべての団体が国の形を変える地方分権を目指しており、特に今年の夏から秋にかけて九州地域戦略会議、自由民主党、日本経済団体連合会の報告や中間取りまとめ等を加えますので、その内容に注目する必要があるというふうに考えております。

22ページ、23ページの資料9をお願いいたします。

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイントでございます。3月に出されております。時代に適用した新しい国の形として地域主権型道州制を目指すと言われております。導入のメリットや国、道州、基礎的自治体の役割と権限を整理し、組織や区域についての大枠を示しております。右下の道州制導入のプロセスでは地域住民と地方自治体が主体的に考えることの大事さや、政治によるリーダーシップの必要性を述べるとともに、10年後の全国一律の導入を目指すとされております。

24ページ、25ページの資料10をお願いいたします。

自由民主党では2017年、平成29年を目途に道州制の導入を目指すとして党内に5つの委員会を設け積極的な議論が行われております。4の区割案について現在4案に絞って検討が行われておりますが、いずれの案でも九州は沖縄を除く7県でのまとまりとなっております。道州の州都については、25ページの右上のところでございますが、従来からのブロック内の中枢都市か、2のその他の都市あるいは中小都市にするかの選択肢を提示しております。役割分担や公務員制度、議会のあり方等にも言及し道州制下の基礎自治体の規模は中核市程度の人口30万、最低でも10万以上の規模を想定すると同時に、小規模自治体についても言及しております。

26ページ、27ページの資料11をお願いいたします。

これは、平成18年に九州地域戦略会議道州制検討委員会が出しました「道州制に関する答申」の概要でございます。検討テーマは道州制の必要性、九州の目指す姿、いかにして道州制を実現するか、道州制の導入に向けた課題の4つでございました。1の今なぜ道州制が必要かでは地方分権を加速し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するとともに、国

と地方を通じた効率的な行財政システムの構築のため道州制の導入は必要とし、現在の九州の議論はこの方向で考えております。道州制を目指す6つの理由を述べ、2で道州制によって目指す九州の姿を示し、7つの視点と3つの方策により構築を行うということになっております。九州における道州制のイメージや、国、道州、市町村の役割分担に言及すると同時に、4の道州制導入に伴う課題において、道州制導入に伴う懸念として各地域のアイデンティティが消失する、九州全体が画一化する等が示され、今後、道州制の意義などについて住民への説明を行い、理解・浸透に努めることが必要とされるというところがございます。

28ページ、29ページの資料12をお願いいたします。

先ほどの答申を受けまして、昨年5月に第2次道州制検討委員会が九州地域戦略会議のもとに設置されております。委員長は北九州市立大学の矢田俊文学長で、本県からは総合政策局長と熊本経済同友会の亀井副代表幹事が委員として参加されております。活動期間2年間で道州制の九州モデル策定に関する検討を行うとされ、先月末に中間取りまとめが発表されております。今回の中間取りまとめでは国、道州、市町村の具体的な役割分担についての基本的な考え方をまとめながら、住民や企業の関心が高い12のテーマを抽出し、道州制導入のメリットを提案すると同時に道州制についての国民的議論を喚起する契機とすることを目的にしております。5にその12のテーマを示しております。その検討結果につきましては、配付しておりますピンクのパンフレットの中に道州制で変える私たちの暮らしとして12分野の未来を紹介しております。今後、九州モデルが秋に策定されますので、この結果を県民に対し各地域でのセミナー等を開催しながら周知をしていく予定でございます。

30ページの資料13をお願いいたします。

道州制の九州モデル策定に向けたスケジュールについてでございますが、3に委員会の構成とイメージを示しておりますけれども、平成19年度に設置しました国・道州・市町村の役割分担ワーキングチームのほかに、本年度新たに税財政制度ワーキングチームを設置し、もう少し具体的な姿としての九州モデルを本年10月30日に開催予定であります九州地域戦略会議に報告する予定とされております。

以上で地方分権及び道州制に関する資料の御説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。

資料の14、32ページをお願いいたします。まず、この資料の中ではこの政令指定都市の概要と、それから最後の方で現在、熊本市の方が近隣町村と合併の協議を進められておられますが、その概要について御説明させていただきたいと存じます。

まず、最初に政令指定都市制度の目的、それから効果等でございますが、政令指定都市制度は、上の枠内に記載のとおり、大都市におきます高度かつ広範な行政サービスを効果的に提供するため、市民生活に関係の深い事務権限を大都市の方に移譲するという制度でございます。下のこの表の中に全国の政令指定都市の一覧を載せております。昭和31年に大阪市など、いわゆる5大都市が最初に指定をされまして、現在この17の政令指定都市がございます。17年4月、表の下から3つ目に静岡市の記載がございますが、この静岡市以降の4つの都市が合併の特例によりまして政令市に移行したところでございます。この下の枠に参考といたしまして、熊本市の人口、面積を記載しておりますが、今年10月6日に富合町と合併をいたしますが、そうしますと

人口は67万8,000人程度となります。また、3つ目の※にありますように、現在、岡山市、それから神奈川県相模原市もこの政令市移行を目指して事務手続を進められておるところでございます。御承知のとおり、熊本市は戦後の昭和22年には人口規模で全国11位でございました。その後、昭和45年から平成12年くらいまでの間におきましては、大体、14位から15位という位置を保っておったわけで、その政令市の次は、ここにも下から2番目の枠にございますが、堺市の次が熊本市という順番でございました。しかし、その後、静岡市それから新潟市、浜松市などが合併を重ねて政令市に移行する中で熊本市は、現在におきましては、この17の政令市から、先ほど申しました岡山市、それから相模原市の次という形で現在は20位という位置になっております。

それから、次に、33ページの参考資料の方をごらんいただきたいと存じますが、都道府県と市町村が担う主な事務でございますが、この都道府県の方に記載されております業務は、これは政令市ができましても引き続き県の業務として残る業務でございますが、そのほか大部分の業務が、この政令指定都市の方に移るという形になります。現在、熊本市はこの中核市に当たるわけでございますが、政令指定都市になりますと、2番目の枠にございますような、児童相談所の設置でございますとか、市街地開発事業に関する都市計画決定等が市の業務として実施することが可能となるわけでございます。

それから次に、34ページをお願いいたしますと存じます。

2の政令指定都市の要件でございますが、人口要件につきましては、地方自治法上は50万人以上と規定されておりますが、政令で指定される際にはこれまで近い将来100万人を超える見込みのある大体、80万人以上の都市が指定をされてきております。この人口要件

につきましては、アンダーラインの部分でございますが、平成22年3月までの合併自治体については、合併特例といたしまして70万人程度という形でこのハードルが緩和されているという状況でございます。ただ、この70万人という程度の線につきましては、明確に規定されたものではございませんで、平成17年度に先ほど御説明いたしました静岡市が70万6,000人で指定されたことから目安となっております。

次に、3番の指定の手続でございますが、指定手続に関する法令等の規定はございませんが、これまで指定をされました先進事例ではここに記載をしております1から8番までの手続を経まして下の※がございますように、近年の例では合併から政令市移行までおおむね2年程度を要しております。したがって、合併特例の期限の平成22年の3月までに現在進められております合併が成就いたしまして70万都市が実現したといたしましても、それから政令市が誕生するまでは約2年かかりますので、おおむね平成24年度という見込になるかと思われま。

それから、次に、35ページをお願いいたしますと存じます。政令市になった場合の制度上の効果を記載いたしております。

まず、(1)でございますが、事務配分上の特例効果が上げられます。これは県から政令市への事務権限移譲を行いますことによりまして、政令市においてより自主的かつ総合的な行政サービスを提供できるという効果でございます。具体的な例といたしまして都市計画に関する事務など主なものを4項目ここに記載をさせていただいております。

次に、36ページをお願いいたしますと存じます。

2点目といたしましては、県の関与の特例効果が上げられます。これは県知事の監督を受けておりました事務につきましては、今後、政令市となりますと、監督を受ける必要がな

くなったり、あるいは直接国の監督を受けることとなるものでございまして、事務処理の迅速化や市の意思を直接国に表明できるようになり、より自主的な行政運営が可能となるものでございます。具体的な例といたしましてはここに記載のとおりでございます。

次に、3点目といたしましては(3)行政組織の特例効果がございます。これはいわゆる区役所の設置のことでございます。政令市におきましては、行政区を設け区役所が設置されます。区役所ではこの窓口業務等の住民の生活に密着した行政サービスに加えまして、町づくり等の地域振興業務を行うなど、きめ細かなサービスを提供することが可能となります。市民の方々にとりましては、よほどの用事がない限りは手取本町の市役所まで出向くという必要がないという状況になります。※のところでございますが、区の人口や規模について法令の規定はございません。他の先行している政令市の例によりますと、おおむね大体、10万人から20万人という規模で設置をされておりますが、合併に伴うものといたしまして3万人強での設置の例もございます。区の数についても法令等の規定はございませんが、行政区の区割につきましては、政令市に移行する段階で市の方において検討されるものでございます。また、選挙区との関係でございますが、区が設けられますと区の区域ごとに県議会議員や市議会議員の選挙区あるいは議員定数が設定され、この選挙が行われるということになります。

次に、37ページをお願いいたしたいと存じます。

4点目の効果といたしまして(4)財政上の特例効果がございます。これは権限移譲等によります行政需要の増大に見合うように地方交付税の算定や宝くじの収入、道路特定財源につきまして所要の措置がなされ財政基盤の充実が図られるものでございます。詳細は下の表の2に記載のとおりでございます。この

政令市の効果といたしましては、これまで以上、御説明をいたしました4つの制度上の効果のほかに、政令市になることによりまして、都市としてのブランドいわゆる知名度等が高まることによる効果が上げられるところでございます。例えば、堺市の例におきますと、政令市に移行することによりましてマスコミ等に頻繁に取り上げられたことから、堺市に対する関心度、認知度が高まりましてあわせて市が独自の優遇措置を行ったということで、本日の新聞にも記載されておりましたけれども、臨海部におきまして1,000億円以上の新規企業の投資が促進されたことが総務省の市町村の合併に関する研究会でも報告をされておるところでございます。また、日本不動産研究所の調査によりますと、商業地域の地価動向につきまして、政令市を除く県庁所在都市におきましては、地価の下落に歯どめがかかってはおりませんけれども、この仙台市や広島市といった3大都市圏以外の政令市におきましては、平成18年を境に地価が上昇に転じております。そのほかホームページのアクセスが非常にふえたりとか、あるいは国際的なコンベンションが開催されるようになったりとかということで知名度が高まることによる効果もあるというふうに考えられるところでございます。

次に、38ページをお願いいたしたいと存じます。熊本市と近隣3町におきます合併に向けた動きについて御説明させていただきたいと存じます。

まず、城南町につきましては、昨年11月に住民アンケートを実施され合併賛成が約7割、うち合併相手として熊本市に望むものが最多の約7割という結果でございました。この結果を受けまして、今年1月に熊本市との間で合併任意協議会が設置されまして、現在までに5回の協議会が開催されてきたところでございます。※のところにもございますが、城南町長におかれましては7月までこの任意

協議会での協議を終了され、夏ごろには法定協議会に移行したいという意向をお持ちでございます。

次に、植木町でございますが、昨年11月に町と熊本市職員によります政令市及び合併に関する研究会が発足しまして、その結果は12月に両市長、町長に報告をされておるところでございます。その後、今年4月にさらに踏み込んだ研究を行うために熊本市との間で合併問題調査研究会が設置され、これまで2回開催されたところでございます。これも植木町長の方もこの※にありますように、大体、8月ごろまでにこの研究会での協議を終えまして、その後、住民説明会等で御意見を聞いた上で9月には何らかの判断をしたいという意向をお持ちでございます。

次に、益城町につきましては、今年2月に町の職員、住民とそれから熊本市の職員等からなります政令市に関する研究会が設置され、町長及び熊本市長に研究結果が報告されたところでございます。これを受け4月にはさらに踏み込んだ検討が必要ということから、熊本市との間に合併任意協議会が設置されまして、これまでに2回の協議会が行われてきたところでございます。同じく益城町長におかれましても、8月ごろまでには協議を終え住民説明会等で住民の意見をお聞きされた上で8月下旬には法定協議会に進むかどうかの判断をしたいという御意向をお持ちでございます。

以上で政令市関係の説明を終わらせていただきます。

○神谷地域政策課長 地域政策課 でございます。お手元の資料41ページをお願いいたします。過疎対策につきましては、本年度から本委員会で御審議をいただくことになってございます。

まず、41ページでは過疎法の概要について御説明を申し上げます。過疎法につきまして

は、昭和30年代、高度成長時に農村・漁村地域が急激な人口減少というそれが、過疎問題として社会問題化してございました。それを踏まえまして、昭和45年度に議員立法といたしまして過疎地域対策緊急措置法というものが制定されてございます。以降4次にわたりますして10年の時限立法、なおかつ、議員立法において立法措置がとられておるところでございます。現在の過疎法につきましては、来年度、平成21年度末で失効するということになってございまして、新たな過疎法の制定について要望をしまいる必要があると考えてございます。

2の主な特別措置でございますが、現行の過疎法に基づきまして、(1)過疎対策事業債、これが一番大きな特別措置でございますけれども、過疎の計画に基づきまして、各市町村が過疎債を起債いたしまして観光施設、道路等の整備に充てられるものでございまして、過疎債の約7割が地方交付税で措置されるという制度でございます。そのほか国の補助率のかさ上げ、税制上の特例措置など特別な措置がございまして、

続きまして、42ページでございますが、別途お配りしておりますカラーの熊本県過疎地域分布図というものがございまして、こちらをあわせてごらんいただければと思っております。熊本県内、この色つきの市町村が現在、過疎地域として指定されております。数にいたしまして全部で27、過半数を超える地域が過疎地域として指定されてございます。このうち、ピンク色の地域に21市町村でございますが、こちらは通常の過疎地域として指定されておまして、そのほかの肌色、赤色のところにつきましては、市町村合併に伴います特例として過疎地域としてみなされる地域でございます。

続きまして、43ページをよろしく願います。新たな過疎法の制定に向けました国などの動きを簡単に御説明いたします。

まず、全国知事会さらに全国過疎地域自立促進連盟におきましては、現行の過疎法執行に伴う新たな法律の制定を提案・要望する動きがあつてございます。さらに自由民主党では特別委員会で各過疎地域の現状のヒヤリングや意見交換会を実施しておるところでございます。一番下(5)でございますが、総務省におきましては過疎問題懇談会というものを昨年度、設置いたしまして本年4月に中間的な取りまとめを行つておるところでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。今後の過疎地域の振興に向けて執行部としての動きを簡単にまとめさせていただいてございます。

まず、1の具体的な取り組み内容でございますが、これはすべて現行の過疎法制定時の状況から現在予測しているものでございますけれども、まず、本年の9月ごろに、全国の過疎連支部長山都町長になりますけれども、こちらの方から県議会に対して、新たな過疎法制定について請願が行われる予定でございます。その内容を御審議いただいて、必要に応じて要望活動を展開してまいらなければならないと考えてございます。

(2)の過疎地域振興に係る国への施策提案でございますが、本年の12月をめどに執行部の方から国に対しまして、過疎地域振興の施策提案を提出したいと考えておまして、その下の参考で書いてございますが、熊本県過疎問題研究会というものを設置いたしまして、県立大米澤学長を座長といたしまして熊本の過疎地域の現状と課題の整理、国への施策提案の調査検討を行つておるところでございます。第1回につきましては、去る6月3日に開催しておまして、第2回、第3回をそれぞれ8月、11月に開催を予定しておるところでございます。2の執行部からの報告でございますが、これも現時点の想定でございますけれども、次の9月定例会におきまして

は、過疎連の熊本支部から県議会の方に請願がなされる予定になってございます。この請願について御審議をしていただきたいと思いますと考えてございます。さらに執行部が取りまとめます施策提案について中間報告を行つていただきたいと思いますと考えております。12月の定例会におきましては、施策提案の最終的な報告をさせていただいて本委員会で御審議いただいた後、執行部から国に対して提出をしてまいりたいと考えてございます。2月定例会におきましては、現時点ではまだ未定ではございますけれども、国における新過疎法制定に向けた動きなど状況を御報告をさせていただきたいと考えております。その右側(平成21年度)と書いてございますが、来年度でございますけれども、来年度ちょっとタイミングはまだ未定でございますけれども、国の方から具体的な過疎に対する振興施策並びに過疎に対する地域の指定要件などが示されると思いますので、そちらについて報告をさせていただきたいと考えてございます。県議会と連携させていただいて関係機関への要望活動を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。こちらから熊本県の過疎地域の現状と課題をまとめさせていただいておるところでございます。

(1)の概要でございますが、先ほど御説明しましたとおり、県内27市町村、過半数が過疎地域として指定されてございます。県土の約7割を過疎地域が占めておまして、その中に県人口の約3割、約54万人の方が住まわれているという状況でございます。続きまして、人口の動態でございますけれども、昭和35年過疎地域には83万人の方が住まわれておりましたが、平成17年度には約54万人になっているということで30万人弱減少が見られるところでございます。県内人口における過疎地域の割合というのは大きく低下しておると

ころでございます。(3)高齢者比率でございますが、過疎でない地域に比べまして高齢者比率かなり高いと、若年者比率も低いといった厳しい状況でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

(4)の産業別就業人口でございますが、第1次産業、過疎地域で大きなウエイトを占める産業でございますけれども、こちらも平成7年から平成17年度の数字を比較してみますと、かなり大きく就業人口が減っておるという状況でございます。(5)の耕作放棄地を見ましても過疎でない地域に比べまして過疎地域の耕作放棄率は5ポイントほど高い、かなり高い状況となっております。(6)の有効求人倍率でございますが、こちらは特に県南地域において0.5を切るなど大変厳しい状況になっておるところでございます。

続きまして、47ページ(7)財政力指数でございますが、過疎地域の財政力指数は0.276で過疎でない地域の0.533に比べましてかなり弱い厳しい財政状況であることが伺い知れるところでございます。(8)の道路の整備状況でございますが、こちらは道路整備につきましては、過疎対策事業といたしまして主要地方道、市町村道とも一定の改善が見られておるところでございますけれども、過疎でない地域に比べましては依然として整備水準は低いという厳しい状況でございます。(9)の無医地区でございますが、長期的に見ますと73地区から18地区と無医地区は減少しておりますけれども、この18地区がすべて過疎地域に存在しているという状況で医療面でもかなり厳しい状況でございます。

48ページでございますが、情報通信基盤でございますが、携帯電話、ブロードバンドが使えない地域のほとんどが過疎地域に存在しているという状況で情報化の観点からも厳しい状況でございます。その中(11)地域づくりでございますが、事例で丸山ハイランドと御所浦アイランドツーリズム推進協議会の取り

組みを例示させていただいておりますが、こういったNPO法人なり、民間の方で地域の元気づくりに向けてさまざまな地域づくりが展開されておるところでございます。過疎地域の振興に一定の役割を果たしておるところでございます。

続きまして、49ページをごらんください。こちらでは過疎地域の集落に着目しまして資料を整理してございます。集落の状況でございますけれども、65歳以上の高齢者が50%以上いる、これはマスコミ等で限界集落と呼ばれているところがございますけれども、県内の過疎地域で約159の集落が存在してございます。この集落におきましては、森林が荒れている、耕作放棄地がふえているなどの非常に厳しい課題が出ておるところでございます。(2)の集落住民の生活意識でございますが、こちらにつきましては、昨年度、県立大学と県の方で連携いたしまして昨年の秋から冬にかけて集落のヒアリングを実施しております。ヒアリングの結果といたしまして集落外への移住を希望されない方が9割を占めておりまして、地域への愛着が強い、ずっとそこに住みたいという御希望が強ようございますが、病院が近くにない、若者がいない、公共交通機関が整備されていないといった非常に厳しい課題も悩みとして持っておられて、なかなか厳しい状況でございます。

続きまして、50ページでございますけれども、こちらは県内におきます過疎地域の事業の現状でございます。過疎対策事業といたしまして昭和45年以降、県内では約3兆円事業費を費やしまして事業を実施しておるところでございます。一番大きなウエイトを占めますのは道路でございますけれども、近年では水道、下水道など生活環境関係の事業費もふえておるところでございます。市町村といたしましても道路の整備、農林水産業振興に対しまして、過疎対策事業といものは一定の成果があったと、ただ、まだ産業の振興面です

とか、教育の振興面でまだまだ課題は残されているという結果が出ておるところでございます。(2)の過疎対策事業債の状況でございますが、過疎債につきましては、平成18年度の実績でございますけれども、県内で約100億円活用されているというところがございます。

続きまして、51ページでございますが、今後の過疎地域振興の考え方をまとめてございます。左側の欄でこれまでの成果といたしましてインフラ整備など一定の進捗が見られるなど一定の成果があったと評価してございますが、残された課題といたしまして働き場がないですとか、まだまだインフラ整備が追いついていない、国土の保全、自然環境の維持の面でまだ問題があると、集落機能が低下しているといったようなさまざまな課題があるところがございます。真ん中の欄でございますが、その中で市町村合併が進展しますですとか、情報化が進展する、団塊世代の大量退職に伴いまして地方への移住交流の可能性が高まっていつている。さらに過疎地域の果たす役割として都市部に対してもかなり災害防止面、あと食糧の供給面で重要な役割を担っているといったような役割を持っておるところでございます。こういったことを踏まえまして右側の欄でございますが、今後、国への施策提案を考える上でこの4つの視点を念頭に検討してまいりたいと考えておるのでございまして、まず、過疎地域のナショナルミニアムのその地域に住み続けられる、快適に住んでいただけるような水準は確保していく必要はあるであろうと、それだけではなくて、行政だけでなく、例えばNPOですとか、民間の主体の多様な主体の力をお借りしながら、そういう地域の活力づくりをしていく必要があるのではないか、③の都市部との連携でございますが、過疎地域だけでは考えるのではなくて過疎地域と都市部との連携も模索

していく必要があるのではないか、さらに市町村合併を踏まえまして合併メリットをいかに合理的に発揮していくか、また、合併町村内の格差をいかに是正していくか、こういった観点を踏まえながら政策提案を考えてまいりたいと考えてございます。

最後の52ページでございますが、こちらは6月6日に開催いたしました熊本県過疎問題研究会での委員からの主な意見を簡単に御紹介させていただきます。

まず、過疎地域を取り巻く状況というのは非常に厳しくてますます厳しくなっていくと、福祉の問題、医療の問題、教育の問題、集落の問題、さまざまな問題に対して知恵を絞っていく必要があると、さらに災害の防止、食糧の供給など、過疎地域が重要な役割を果たしているのだけけれども、都市部にはなかなか理解していただけない、そういう意味でも世論のバックアップというものが必須ではないか、さらには過疎地域を振興するに当たって財源の確保という問題についても考えていく必要があるのではないか、さらに携帯ですとか、ブロードバンドが使えないような、そういう不便な地域になかなか住み続けたいと思わないのではないか、住み続けたいと思われるような対策を考えていく必要があるのではないかという意見が出されておるところでございます。

以上、こういったような御意見も踏まえて8月には執行部として施策提案の中間的な取りまとめを行ってまいりたいと考えておるところでございます。地域政策課からの説明は以上でございます。

○馬場成志委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。大変たくさん内容でございましたので、わかりにくい部分もあったかと思っておりますけれども、今回は本当に盛りだくさんでありますので、ここで審議していただくだけでなく理解を深めていただく場にも

したいというふうにも思っておりますので、なんなりと御意見をいただきたいというふうに思います。特に今年度の中でスケジュールが確定しておるといふか、時間的なスケジュールを考えながら進めていかなければならないのは最後の過疎地域の問題であります。先ほど44ページの説明にあったと思いますけれども、2の6月定例会、9月定例会、12月定例会、2月定例会というような中で県議会の請願を受けるスケジュールでありますとか、最終報告あるいは国に対して要望を提出、そういったものが今年度の中で私たちがしっかりと考えていかなければならないことでありますので、その辺も含みの中で審議を進めていきというふうに思います。

それでは、これより質疑に入ります。挙手をしてお願いを申し上げます。

○前川収委員 道州制の問題をまず質問をさせていただきたいと思いますが、さまざまに国やそれから政党、経済団体、九州に影響がある知事会を含めた行政でなくて経済団体、九州地域戦略会議、本当にたくさんの機関で今、道州制についてのいろんな議論がされている中で、昨年の委員会のときから道州制の問題というのは我々の意識以上に加速度的に議論が国において高まってきていると、その他機関において高まってきているという認識を持ち、また、きょう改めていろんな資料を見せていただきながら、その認識を再確認したところでありますけれども、こういういろんな資料を見る中でいつもそこで欠けているという思いがするのは、このことが実現されることによって、我々にとっては熊本県民の生活がどう変わるのかという視点、それが一番大事な部分だろうというふうに思っています。市町村合併をやったときに確かにやらざるを得ないでやったという部分がありますけれども、率直に市町村合併をした後でまだ結果として結論づけはできないと思います

けれども、市町村合併をやった地域の住民から聞くとですね、しない方がよかったと、前の方がよかったという意見、これは首長さんの意見も去年の委員会で聞いたときも、ほとんど同じでありましたが、やらない方がよかったんだという意見がこの時点において。将来はわかりません。この時点においては大勢だということを我々はしっかりと踏まえておかなければならないというふうに思っています。それはなぜなのかというところですね、市町村合併の法律を決めていく、もちろんこれは法律でやったわけですから、国で決めるのはよくわかりますけれども、国でしか決められないわけですね、法律ですから。しかし、そのときに地方の声がどう反映されたかというところと全然反映されてなくて、国の議論で決まった法律によって市町村合併というのはほとんど枠組みを決められて、これで何年までにこうしなさいという話の中で、もちろんやるかやらないかの自主権は市町村に任せられたわけでありまして、その中できめ細かな部分についてはほとんど国が決めてしまった上で実行されてきたという部分が今になって住民側から不満が多い。また首長さんからも不満も多いという部分には私はつながっているんだろうというふうに個人的には解釈をしております。ですから、ここで委員会をつくって道州制のありようというものについての議論を深めていくというのは非常に重要なことでありますし、今後の議論の推移の中で幾つかの場面では、もう我々側から発信すると、皆さんから説明を受けるだけでなく我々側から、この部分はおかしいではないかというように、もちろん出されているものが固まってないから、それを云々する上でこれがおかしいとも言にくい現状なんですけれども、そういった部分まで目指していかなければならないだろうというふうに思っています。

そこでまず第1点、非常に第一義的な簡単な質問なんですけれども、九州は枠組みにつ

いては、道州制に関して是非は別として九州という州単位で、島ですからね、非常にわかりやすい。沖縄をはずした九州でやりましょうというのはほぼコンセンサスのなふうになってきていると思いますので、比較をしやすいというふうに思いますけれども、簡単な話、県の合併ですね。県同士の合併と道州制の違いというのは先ほど説明がありましたけれども、要するに今の財政規模、九州の7県ですね、財政規模が全部足したときに、国から来ている交付税分との比較の中で財政的に自立できるのかどうかというのは、税制が今のままだという、これは前提をどこかで区切らないと比較はできないわけですから、そうなったときにどうなるのかというのはもう非常に至極単純な比較としてできるというふうに思います。その点についてはどういうふうな議論が、例えば九州地域戦略会議の中ではされているのでしょうか、御説明いただきたいと思います。

○内田企画課長 御質問の財政の問題ですが、財政の関係につきましては、役割分担、どういう仕事をするかということに非常に関係がありまして、まず、現在の第2次道州制検討委員会の中で19年度に役割分担の議論をし、実はそれを前提に本年度、税財政問題を検討するということですので、具体的にはこれからの議論ということになります。今までの議論の中では今の九州の税収では今のサービスを賄えるかということ、もうそれは到底不可能であるというような認識でございます。ですので、道州の役割分担が決まったときに国からどのような税財政の利点をもたらってくるか、また、仕組みとしてはそうなりますけれども、各道州においてかなり格差が出てくるので、道州間の調整をどういうような形にするか、これは全国的な議論の中での話だと思いますが、その点については、分権だけではなくて非常に大事な認識だと思ってお

ります。ただ、具体的な数字になりますと、まだまだこれから詰めていくというような状況でございます。

○前川収委員 財政というのはやっぱり行政的に、それから県民生活、市町村も一緒ですけども、全く基盤ですね、財政なくしてどんなに理想を言ったって財政がなければできないわけですよ、基本的には。今おっしゃったように、今の九州の、想定される州になるだろうと言われている各県の税収を全部集めても今それぞれやっているサービスについては足りない、つまり交付税とかなんとか来ますけれども、国税の部分で何らかの形でのものが入らないか、入るか、もしくはどうなるか非常に想定の話で難しいんですけども、別枠で州税というものをつくってそこでバランスをとるかという話が必要だと、ただし、州税をつくれればほかの州との違いが出てきて、あそこは税金の高い州であり、東京は安い州で九州は高い州だというような形が今のままやれば間違いなく出てしまうという部分で、道州制という言葉には非常に未来に向かった夢みたいな形がありますけれども、当然やるべき部分はやらなければならないというふうに思ってますし、地方分権の流れの中においても必要だとは思いますが。しかし、今のような話はほとんど県民にはアンウンスされていない部分ですから、やっぱりマイナス面というですかね、それが市町村合併の中においてもそうだったんです、結局は。市町村合併すれば財政がなんとかなるからうまくいきますよと、特例債もできますし、使えますし、あと段階的に特例法を使ってやっていきますという話だったんですけども、交付税の措置については、確かに特例法を使ってあるにしても、交付税の総枠抑制が引かかってしまって、結果として市町村合併時につくった設計図からいけば全く税収が足りないという状況に陥ってしまっているという現状、そう

いう部分もありますから、やっぱり熊本は熊本として皆さんにはやりにくいかもしれませんが、そういった仮にどっかの想定を切りながら道州制になった場合の財政状況はどうなっていくのかという部分なんかは我々は冷静に議論をしていかねばならないし、その部分を知らずに先に行って後で振り返ったらとんでもない話になっていたと。目的は県民や皆様方の幸せのためにやるわけですから、それがよくなる話であれば何にもやる必要はないわけでありますから、その辺の見きわめをやっていけるような資料を少し県としても、なかなか想定しづらい部分で先がわからない、ただ、つくった瞬間に何も用をなさない資料になるかもしれないけれども、そういったシュミレーションをつけていただければというふうに思います。

○内田企画課長 資料の30ページの道州制の九州モデルの策定に向けたスケジュールで、下の方にワーキングチームのことを書いておりますが、先ほど申しましたように、税財政制度ワーキングチームということで九州全体のことを議論していく予定にしておりますので、このあたりの議論につきまして、ある程度まとまりましたら当委員会に報告を申し上げたいというふうに考えております。先生、御指摘の点、非常に大事な点だというふうに思っておりますので、しかと勉強していきたいと思っております。

○馬場成志委員長 いつ頃になりますか。

○内田企画課長 今からの議論になりますので、9月に何らかの形で議論の方向性あたりを示し12月くらいにはですね、10月までにはまとめるというふうになっておりますので、12月議会にはまとめた形を御報告できるのではないかとこのように思っております。

○馬場成志委員長 前川委員いいですね。

○前川収委員 道州制からはちょっとはずれるですけども、過疎法の問題で期限が切れていくから当然このまま引き続き過疎法をとという話は私は当然だと思いますから、ぜひその運動に一生懸命過疎法が維持されていくようにやっていきたいと思っておりますけれども、市町村合併が進みまして、「みなし過疎」という地域が生まれてしまいました。これはみなしというのはどうも私の勘からいうと将来的には市町村合併の一つの町村のくくりに入れてしまっ、結果としてみなし地区はなくなってしまっ、旧町村単位での区切りというのはなくなっちゃうというのがどうも私はそういう流れがあるんじゃないかなあというふうに自分でただ想像をしております。

そこで問題提起なんですけれども、確かに過疎地というのは人口が減っていくことによる比率によって過疎指定というのが生まれてきましたけれども、今、人口減少も当然でありますけれども、この資料の中にあるとおり、人口減少地区は等しく高齢化率が高い地区なんです。だから、人口減少ということだけが指標ではなく、もちろん今でも高齢化率も指標の中に入っていると思っておりますけれども、高齢化率とその人口、この辺をミックスさせた新たな資料かなんかつくっていかないと、結局、市町村合併は今後も推進していかざるを得ない状況になって基礎自治体は強くしましようという話になれば人口だけはふえていきますね、さっきの道州制の中にもあったように、最低10万人とかで書いてある。人口だけはどんどんふえていって、しかし財政力はあるかと言われると全然、ただ人口がふえているだけであって財政力はないと、財政力の指標の1つは高齢化率だというふうに思います。働き手がどれだけいらっしゃって支える世代と支えなければならぬ世代、この比率というのが非常に大事な部分になってきますので、

新しく過疎法の期限を延長していく、法律の名前はそのままでもいいのかもしれませんが、場合によっては高齢化率の高いところに対するそういったナショナルミニマムをきちっと維持していくというような部分での変化というですかね、時代の流れの中にある変化、そういったものも視野に入れながら今後の延長の運動というものをしていったらどうかと思えますけれども、お考えは何かありますか。

○神谷地域政策課長 今、先生、御指摘の過疎地域の指定要件につきましては、恐らく国の方は来年度明らかにすると思われまます。現在は先生、御指摘のとおり、人口要件と高齢者の割合とか、若年層の比率とかもありますから、あと財政力要件で決まっております。現在、御指摘のとおり、市町村合併で特例としてみなされている地域につきましては、現在、総務省の方でも町村単位で指定するのは果たしていいのかどうかというような御議論もなされていると聞いてございます。いずれにいたしましても、そういう国での議論を注視しながら先生、御指摘の点も踏まえて具体的な提案内容を検討、要望活動の展開を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○前川収委員 せっかくですから、ですからね一つ見直しをしていく、もちろん基本的には時限立法でしょうから切れるという話ですが、切れないうるすることと同時に時代要件に合うような改正を目指すというような形の運動展開ができるようにしていただければありがたいなと思います。

以上です。

○児玉文雄委員 今、前川先生の関連だけど、我々の選挙は、改選は1年半前ばかり前あったですかね、このとき地元の有権者の分析を

してみたんです。うちの山都町の人口は1万8,600人、世代別にしたんだが特にこれは大変だと思ったのは80歳以上が2,866人おるんです。人間の寿命というのは私は80歳以上というのはいつお亡くなりになってもおかしくない年齢層だと私は思うわけです。去年が亡くなられた方が289名だったんですが、今年度ですね、町の人口は1年で400人減っているんです。それはちょっと今までの死亡数と急にふえたねというところで聞いてみたら、町外流出がふえたというのです。ここにおっては生活ができない。そういうようなことで町の今までとちょっとまた、死亡だけで人口が減ると、またそれプラス、町外に出て行く人がふえたと、そこらあたりを今後もう少し考えてその中に入れて考えていかないと大変なことになる。例えば過疎に企業誘致という話もあります。大体、熊本県40近くの企業進出があつておるわけだが、ほとんど特定なところですよ。菊池か益城の一部とか。球磨とか、上益城等はゼロです、ずっとゼロ。前あつた縫製工場とかなんとかの進出企業も全部出て行きました。これはなぜか、過疎地には労働人口はいないということです。過疎地にはいないんです。人を雇おうとしてもやはり生活のために県内に出たり熊本市の方に出たりなんかやっている。だから、何かしらいろいろこういう説明あたりを聞いておるといい話が出てくるけど、うちの山都町に企業誘致でもやりよつたですよ、もう500人希望の会社でもなかなか集まりませんよ、いないんです。これから心配しなければいかんのは農林業が主のところですが、もう従事者が農業の方で72歳です。農業に従事しておる方の平均が72歳。年々これは高くなるわけです。私も矢部高校に25年くらい卒業式に行きますが、大体、多いときで矢部高校卒業生で地元に残った人が2人、これは最高ですね、その年の。あとは1人、あとはゼロという年もあります。そういう状況の中で私は限界集落と

かなんとかいう言葉がありますが、もう我々も大体、地域にあそこに住んでおるのがだれである、だれであるということはわかっておるわけですから、私は20年したならば完全にうちの山都は3分の1は集落がなくなります。もう住んでおられるのは高齢者ばかりなんですよ、少し統計がちょっとおかしいと思うのは籍だけは地元において、住まいはよそにおるわけですよ。特に新卒の方あたりは町内に籍があります。しかし人間は町内には住んでいないというようなことで我々の思うたより高齢化率がちょっと低いんですが、私はこの過疎地帯、特に過疎のひどいところは私は完全に50を超していると思いますよ、下手をすれば60、集落到高齢者以外はいないという集落も今現にあるんですから、そこらあたりを数字の上でちゃんと出してこない、ただ統計、統計で出したんではその統計はおかしいと、そういう気がします。それに対する対応を。

○神谷地域政策課長 今、先生、御指摘のとおり、単なる人口の自然減だけではなくて社会減、地域外に出て行ってしまうという状況は確かに県内でも多く見られているところでございます。一番に御指摘のとおり、そこに住み続けられる雇用の場がないというような一番大きな課題だと我々も認識しております、それに対する対策というのはしっかり考えていかなければならないと考えてございます。先ほどお話しも出ました高齢者比率が高い、もう高齢者しかいないという集落につきましても、何集落かはヒアリングの調査をしておるところでございます。そこに住まわれている方は地域に愛着がございますので、そこに住み続けたいと思われておるんございまして、やはり跡取りがいないですか、若年者層がいないというような課題はございますけれども、その点は将来地域を担っていく方がいないとその地域は荒廃してしまうという

国土管理上の問題も非常に大きいと考えてございます。その辺の対策をどうしていくかというところは非常に大きな課題だと思っておりますので、その辺しっかり勉強いたしまして国の方にもしっかりと要望してまいりたいと考えてございます。

○児玉文雄委員 それと昔は葬式を斎場でするのはある程度経済的な裏づけがあるところでないと斎場でしなかったですよ。今過疎地の人ほど斎場で葬式をやると、隣保組の中でああいう食事をつくったり、棺桶をつくったり、そういう人がいないのです。だから、もう過疎地の方が斎場利用がえらい高かったと、これが田舎の特徴ですよ。

○前川収委員 今の私の関連で 児玉先生が言った。児玉先生の関連で私言うのはまずいかもしれませんが、おっしゃるとおりで、例えば私の菊池市、これは過疎地域ではありません。しかし、中山間地帯、山間地帯に入るとおっしゃるとおりでございます。全部知っておりますよ、どこにだれが住んでどうやっているか、もう過疎どころではなくて、まさに限界集落なんですよ、ただ、今後の過疎法の動きの中には市町村単位にという概念ははずしちゃって、要は集落単位でそういう集落实態がどうなっているのかという部分についての視点なんかも入れられるような目標設定をしていかないと、集落は、地域は市町村は過疎ではなかばってん、ちょっと田舎に入るとまさにおっしゃるとおりで、もうそれは集落がなくなるという弊害が我々にも実態というのを目の前に見えます。私の地元は過疎地域ではありませんよ。ないけどそうなんだから、過疎とか過疎じゃないとかでなくて、多分過疎地域でないところでもそんなところはたくさんあると思いますので、そういう新しい概念を持ち込むような機会にした方がいいんじゃないですか。

○神谷地域政策課長 集落に対する対策につきましては、国の方で集落対策というのは大きな柱で、今後の過疎対策を考える上で大きな柱だというふうにうたわれておりますし、熊本県としてもどういう対策が考えられるのか、そのとき国に何をさせていただきたいのかというのをしっかり各集落の現状も把握しながら国の方と連絡をとりながらしっかりやっていきたいと思っております。

○馬場成志委員長 問題研究会の中では、例えば今話の出た山都町長なんかもメンバーとして入っていただいておりますが、ただ、今、前川委員の方からお話の過疎に指定されていない部分というのは、そういった中では議論としてこれから入ってくるかというようなのは何か見通しはありますか。

○神谷地域政策課長 現時点では委員の方に参加はしていただいておりますけれども、議論の状況を各課、各市町村にも周知いたしましていろいろ声は聞いていきたいと考えてございます。

○氷室雄一郎委員 この道州制の問題ですけれども、行政効率の上からだけ論じてもだめだし、また、経済効率の上から論じてもだめだと思いますので、九州においては幸い2つの視点からこの道州制の論議が活発にある程度行われておるんですけれども、この前何か7県がまとまった場合、9,000億くらいの経済効果、また、2,700億くらいの人件費のコストが削減できるというシンクタンクが出している資料があるんですけれども、その辺のなかなか論議の場が私たちもどういうところから論じたらいいかということがなかなか難しい問題でございましてけれども、その辺の資料というのは何か熊本県に置きかえた場合どうなるのかということとはわかってないのです

か、単なる数字が出ただけですか。

○内田企画課長 済みません、ちょっと詳細については把握をしてないですが、ただ単に数字が出たということだろうと思います。前提でかなり合併ということで職員が少なくなるとか、そういうような行政だけとらえればある面ではそういうような話も出てくるのかもしれないけれども、基本的に道州制は、いわゆる分権という観点から国の権限を道州、ないしは今県が持ってます権限を市町村に移すというところから始まりますので、そんなに役割分担が明確にない中では余り数字だけが一人歩きするということは少し問題かなというふうに個人的には思っております。

○馬場成志委員長 現状の仕事のままでだったらということと、また仕事がふえる場合のその辺の比較がなかなか難しいということですかな。

○氷室雄一郎委員 具体的な資料は持ってないということですか、くれないのですか、背景となるものはシンクタンクがいろいろな角度から調査をして、そういうある程度のアドバルーンを上げたわけでございますけれども、具体的なものはないと。

○内田企画課長 手元に持っておりませんので、また、少し調べましてから先生の方に御報告したいと思います。

○氷室雄一郎委員 もう1つ、私は道州制については、熊本県議会また行政で非常に活発にやっておると思ったら、熊日かなんかの報道で、久留米市なんか佐賀と福岡の両県にわたって州都をここで立ち上げようという活発な論議が行われているという報道があったんですけれども、その資料は次の段階で出させていただければと思うんですけれども、久留

米市があれば中心になってやっているんですか、鳥栖ですかね。

○内田企画課長 実は筑後川流域のクロスロード協議会ということで、鳥栖、久留米、基山、小郡が、いわゆるインターが交差しているといいますか、高速道路が交差しているものですから、ある面では九州における一つの拠点性があるということで将来の州都をそこに持ってきてみたいという、まずその意図で今協議をし、議論をしているというようなところがあります。これについてはかなり前の報告書ですけれども出してありますので、また御報告申し上げたいというふうに思います。

○馬場成志委員長 それは今でも手に入るというわけですか。

○内田企画課長 はい。

○馬場成志委員長 その資料については、また。

○氷室雄一郎委員 また次回にちょっと。

○馬場成志委員長 次回というか、先生方がもう……。

○内田企画課長 後ほどお届けいたします。

○氷室雄一郎委員 かなり進んだ細かい単位で話し合いが行われているということを知っておりますので、ぜひ提供をお願いしたいと思っています。

○濱田大造委員 道州制問題等調査特別委員会というふうに名前はなってますけど、どうせ皆さんで集まるなら目的は何なのかというですね、せっかく委員会つくっているんです

から、目的が多分今まで非常にあいまいであったから何を話しているのか、さっぱりわからないような状況があるんだと思います。1980年代に首都議論というのが国会の方で盛んに議論されてまして、バブルの崩壊とともに立ち消えになったと、首都移転議論、その際は首都移転の場合は憲法には余り関係ないですね、憲法論議なしで移転できるんですが、今回の道州制の場合はもう完全に憲法すべて変えてから、国会議員もなくなるということですから、州都になると、道州制になると、県議会議員も全員多分、最終的にはなくなると。ですから、もう今行政がなんか足引っ張られて何か議論せないかんというような状態にあると思います。熊本県でよく言われるのが州都は熊本だと、なぜなら昔五高もあったしと、いろんな機能が昔熊本にあったと、九州の中心は熊本だからと、こんなのは実は全くナンセンスな話であって、それなら、みんな九州の人たちで投票しようと、投票しようとしたら一番人口の多い税金を納めている福岡になるのがもう筋というふうにみんな同意しちゃうんですね。ですから、熊本県として県庁の行政マンとしてどういう熊本、本当にあと10年後にでも憲法がいざ変わって、条例も全部変わって、道州制になるというときに備えて、どうあるべきかというのを議論するなら意味があると私は考えます。そのためにはやはり州都を持つてくる、現実的に熊本を州都にというふうになると、州都は文化の薫りがするところをつくっておくべきですし、教育レベルも相当高めておくべきですし、交通体系ももう本当に整備しておく必要があります、そういうのを調査する場所であるなら意味があるかなと私は考えてます。

○馬場成志委員長 濱田委員、今、濱田委員がおっしゃったことがまさにこの委員会の趣旨です。しかも、この委員会の設置は議会で設置しておるわけだから、執行部はそのため

のいろんな中身について資料を出す、それから、この委員さん方から指摘のあった意見というものをどうやって反映していくかということが趣旨でありますから、今の部分については、執行部でなくて議会で作っているやつということ。

○濱田大造委員 わかりました。

○馬場成志委員長 趣旨については、今、濱田委員がおっしゃったとおりのことです。

○濱田大造委員 ええ、ありがとうございます。

○氷室雄一郎委員 今のような論議でなくです、一極集中か、分散するかということで九州でも経済的な中心の福岡にするのかと、州都を熊本にするのかと、さまざまな論議は行われておりますので、そういう論議をここで深めようとするのが、この道州制問題等調査特別委員会のもともとの出発です。それを地方から国に発信をしていこうということでございますので、偏った論議が今行われていることではないということをおかさないかということ。

○馬場成志委員長 ただいいえ、それは多分誤解はなかったと思います。

○中原隆博委員 私も今年から、この道州制問題等の調査特別委員会に出席させていただいて委員の1人として末席を汚しているわけでございますけれども、先ほど来お話がありましたように、この道州制というのは自民党総裁直属の位置に格上げされているわけです。そしてまた、道州制の担当大臣も既に任命がなされているという状況の中で、今年新たに過疎対策という形でこの議論の中に盛り込んでいただいたことが歓迎すべきことであ

ると、このように思います。そして道州制の中で主に基礎自治体を中心にという中で、前川、児玉両先生からも話がありましたように、さらにそれを深めて集落単位でやっていかなければ、それは切り捨てという形になるので、その辺を見きわめて国の対応とあわせてやっていかなければならないと、このように思っております。

それから先ほど来お話がありましたように、権限、財源の移譲というのは言わずもがなのお話であるわけでございますけれども、これは確認のためにちょっとお尋ねさせていただきませんが、1点目は、この道州制の特別委員会というのを各都道府県で作っていらっしゃる県がどれくらいあるのか、これが第1点です。まず、それをお尋ねしたいと思います。

それから、この政令指定都市、これは急げ急げという部分もありますけれども、移行してさらにそれから2年経過しないと実動に移されないというのはちょっと時間がかかり過ぎるのではないかという思いがありますけれども、その点を踏まえてお尋ねさせていただきます。

○馬場成志委員長 1点目は。

○内田企画課長 他県の動向です。他県における議会での議論の状況ですけれども、北海道が道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会というのを平成19年度につくっております。

○中原隆博委員 特区ですね。

○内田企画課長 はい。あと愛知県が地方分権・道州制調査特別委員会、これは18年5月。それから岡山県が行財政改革・道州制等特別委員会、昨年19年5月。それから福岡県議会は地方分権推進対策調査特別委員会という

委員会の中で平成15年から道州制の議論も行ってるといふことで、今議論しております地方分権と道州制セットで4つの議会が議論を行っているという状況でございます。

○中原隆博委員 4県ですね。

○内田企画課長 はい。

○本田市町村総室長 政令指定都市の移行に向けたスケジュールでございますが、先ほど御説明いたしましたとおりですね、資料の34ページでございますけれども、ここに①から⑧までの手続を踏んで政令市ということになるわけでございます。先行いたしております静岡市の例でいきますと、新市が発足いたしましたのが平成15年の4月1日、それから、政令指定都市に移行しましたのが平成17年の4月1日ということで丸2年かかっているところでございます。

それから、浜松市の場合ですと、これはもうちょっと期間が短縮されておまして、新市が発足いたしましたのが平成17年の7月1日で、同じく政令指定都市に移行しましたのが平成19年4月1日ということで、こちらの方は約1年半近くというふうなことでかかっているところでございます。そうした中でこうした手続、地元の方からの市議会あるいは県議会そして関係省庁のヒヤリング等を経てこれまでの期間、大体その1年半から2年かかっているという状況でございますので、先ほどの説明の中で私の方として大体おおむね2カ年度かかるのではないかとということで御説明させていただいたところでございます。

○中原隆博委員 わかりました。なるだけこれはもう時代に即応した流れの中でやっていかなければならないことでもありますので、時間をスピードアップしていく必要はあると思います。

それから、ちょっと私はアメリカの例をよく思うのですが、ニューヨークは大体、人口が800万以上だと思うのです。ワシントンDC市は60数万じゃないかと思うのです。だから、人口だけの比較ではないし、九州全体が知事会を中心に戦略会議をなさっている中でニューヨークを福岡に例えるならワシントンDC市が60数万ということであるなら、私たちはやっぱり九州のワシントンを目指すという視点を常に持ちながら、この検討委員会をさらに推進していく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、それで、私は個人的にそう思うのです。だから、人口規模でなくて政治の中心的な役割を担う熊本でなければならないと、だから、九州全体の中で熊本ですよと言え、それは本当にこの問題というのも九州が一つになるというのは崩壊する恐れがありますので、協調しながらもおかつ、熊本がやっぱりリーダーシップを発揮していくという必要性を感じますけれども、その点はいかがでしょうか。

○内田企画課長 州都の問題は、今、第2次道州制検討委員会の中でも少し議論を置いたところでやろうということで合意をなされております。と言いますのが、制度論、役割分担、それから税制の議論をまずやり、それをきちっと皆で合意した、その後、それにふさわしい州都をどうするかという議論をするということで、まだそこには踏み込まないという合意のもとで議論を進めているところでございます。ただ、おっしゃいましたように、では、州都はと言ったときには我々としてはしっかりと考えていく必要もあるかと思っておりますので、熊本の拠点制をどういうふうに高めるか、また、熊本が九州の中でどういう役割を目指すかというような視点から少しずつ議論をし、また、行動していく必要があるのではないかとはいふには思っております。

○中原隆博委員 その環境整備をするのがこの委員会だと私も理解しております。

○馬場成志委員長 最近いろんなフォーラムで有識者の言葉の中にまず州都から入ると、これはもう成立しないのだと、ですから、熊本県は熊本県の、あるいはよその県はよその県の主張ではなくて、九州の中でどんな役割分担ができるかというようなところから入らなければいかんというのが最近大きな声になってきるとするような状況でもありますので、その辺も含めてですな。

○重村栄委員 ちょっと今のやつに関連してなんですけれども、私はたまたま住んでいるところが福岡県に一番近いところに住んで、福岡の方の議論の話が流れてくるんですが、今、福岡の方で鳥栖州都論という話がすごく出てきているんです。福岡の戦略的には福岡県内で州都を取るよりも鳥栖に取らした方が福岡が一番実利が高いと、鳥栖の方が、佐賀県が一番弱小県ですから、ほかの県からも賛同を得やすいと、福岡の経済圏もすぐそばですから、福岡には実利が一番大きいと。さっき言ったアクセスとかという問題以外に政治の部分でどこに州都を持ってきたが一番福岡が利益が高いかということで動いている。そういう実態が現実にあるんです。福岡は表でこそ言っていないけれども、戦略的にはいろんなことを描いて動かしているわけですよ。だから今、鳥栖とか、久留米とか、あの辺で盛んに動きが始まっているんで、やっぱり県としても九州が州になったときに、果たして熊本のポテンシャルをどう高めるかという戦略をしっかり描いていかないと、もう気づいたときには全部外堀を埋められてどうしようもない状況になりそうな気がするんです。その辺はやっぱり福岡はすごく戦略的に動いてますよ、そういう話が漏れ伝わってくるんですよね、我々のところには。たまたま夜、福

岡県大牟田市でお酒飲んだりしていると、そういう場でいろんな経済界の話とか、政治家の話とか、たまに古賀先生だったりするんですけれども、そういうときに漏れ伝わる話はすべてそういう話につながってくるんですよ、その点は熊本は戦略性がないという感じがするんです。もうちょっと戦略的に意識を持ってしたたかにやらないと置いていかれますよ。その辺はよろしく願いをしておきたいと思います。答弁は要りませんから、ぜひお願いをします。

○前川収委員 道州制の話と州都の話が出てますけれども、その前に県の市町村に対する権限移譲、スケジュールをつくってやろうという話で、北海道も特区で今やってますけれども、基本的には県がなくなるという道州制の議論をする前提の前に地方自治体の強化というのは別に道州制になろうがなるまいがやっつけていかなければならない話だと思いますけれども、なかなかうまくできてないというふうに印象を私は持ってます。そこで北海道に行ったときにメニューをきちんとつくって、この権限を取ればこういう財源がついてきますという一覧メニューみたいなものをつくって、それで推進をしてきているそうです。それでもなかなか進まないのです。最低限そのくらいのメニューくらいつくって県はぜひ市町村の皆さん方にこの権限を取ってくださいというようにおっしゃっていると思いますが、市町村はなかなかそれを取ってくれないのが私は現実だと思っております。なぜ取ってくれないのかというと、人、物、金だと思うのです。財源は一緒に。権限は来て仕事は忙しくなりました、財源はありません、人材もいませんという状況が想定し得るのに、ただ、権限だけ県からおろしますけど言たってそれはなかなか難しい。我々が国に向かって権限移譲しなさいと言っているのと同じように、人、物、金がない中で権限だ

けくれと言ったって県は困るわけですから、同様に市町村も県に対してそういう感情を持っておりようでありますから、もっとかみくだいた具体的な市町村に対する権限移譲のスケジュール、マニュアルですね、そういうものをぜひ示していただきたいと思います。蒲マニの中にもその市町村に対する権限移譲という部分については非常に重点項目の中に入ってたと思います。

それから、私は振興局の統廃合の問題がいろいろ出ますが、振興局の統廃合というのは要は市町村側に対する権限移譲が進む過程の中で議論されるべき話だと思うのです。要は権限がおりてしまえば市町村統廃合は、要するに振興局は要らなくなるわけです。いかなくても済むようになるわけです。振興局の統廃合だけを先にしちゃうのではなくて、やっぱりこれだけの権限が市町村に既におりましたと、つまり振興局はもうこれだけ役割は減りましたから、こういう形で統廃合を進めていけばいいじゃないかという話ではわかりませんが、市町村に対する権限移譲は遅々として全く進んでないと、振興局だけは早くやれと。そんな話はちょっと乱暴過ぎますし、合併市町村の中で出ているのは行政サービスが落ちたという話なんです、基本的には。役場が遠くなったと、今まで目の前にそれぞれの市町村集落の真ん中であつた役場が支所かなんかになって何かほとんど機能はわからんから最終的には本所のある、市役所の中でも本所のあるところに行かないといかぬと、つまり住民サービスが落ちているんですよ、市町村合併は今のを經過的に見れば。その上に立って、今度は県の振興局までとっばらうぞという話になればますます落ちるじゃないですか、そこは権限移譲はきちっと進むことと同様に進んでいくべきだと、判定でこうやっていかんといかんとというふうに思ってますので、所見があればどうぞ。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。

まず、市町村への権限移譲でございますが、今、先生、御指摘のとおり、移譲プランに基づきまして移譲を進めさせていただいております。ただ、本当に今、先生、御指摘がありましたように、なかなか例えば、事務だけ来て十分なそれに見合うだけの例えばお金がきてないとか、そういうふうな声も聞いております。そうしたものも含めて今移譲を受け入れていただきやすいような形での、例えば交付金あたりも今後その辺を見直していこうとかということにつきましては、ただいま検討をしているところでございます。また、移譲のやり方についても、これは人事課の方でまた具体的な重点事項等も含めながらその辺も、例えばパッケージ方式で受け入れていただきやすいようなできるだけ住民の方々の身近かにワンストップサービスができるような形で一つの、いわゆる個別単品ばらばらの事務移譲ではなくて、一つの関連性がある事務をワンパックにして受け入れていただくような、そういう受け入れ方式の工夫等もさせていただいております。そうしたことでできるだけ市町村にとりましても本当に地元の住民の方々にサービス向上につながるような事務の移譲のやり方を、また、私どもとしても勉強させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○田崎人事課長 人事課でございます。

今、御質問がございました地域振興局の見直しに関して申し上げたいと思いますけれども、昨年12月に議会の方にも御報告させていただきましたけれども、地域振興局見直しに関する基本方針というのをつくらせていただきまして、業務の広域集約、組織のスリム化を当面行っていくというようなことで御報告させていただきました。さらなる見直しに

つきましても、その中で触れておりますが、先ほど前川先生おっしゃいましたように、やはり市町村合併の推進を通じまして、市町村への権限移譲などを通じまして、基礎的自治体としての市町村の行財政基盤の充実強化が一番大事なことだというふうに思っております。今度の議会の中でも知事の方から答弁をさせていただきましたけれども、今後、財政再建戦略の中でもそういう視点を踏まえながらしっかりと地域振興局の見直しについては議論していきたいと思っております。以上でございます。

○前川収委員 振興局はぜひそういう形できちっと地域の状況を見きわめながらやっていただきたいと思えます。

それから、権限移譲、県から市町村に対する権限移譲はもう随分から議論しよるばってんいっちょん進んどらんです、正直言って。早くスケジュールかそういったものを出さないと、あのまま我々は一体、見せるだけ見せてもらったことがありますよね、何百本かつながって、その後、ただ、これどうぞ、どうぞと言ったって、それは取るはずはないですよ、もっとトータルおっしゃったようにワンパッケージでいいですよ、だから、そこには人まで含めて、例えば専従者がいないからできないんだったら県から派遣しますよ、という部分まできちっとして、要は受け取ることに迷惑感を感じないような、そういう形でやらない限り我々は地方分権、地方分権と国に向かって言っている割には県は何だと、市町村に対してはちっともそういうことに目を向けてないじゃないかと言われ、両方に中間ですから、中二階ですから県は、そこはやっぱりきちっとやっていただきたいと思えます。もう答弁は要りません。

○溝口幸治委員 また道州制にちょっと戻りますけれども、蒲島知事も道州制は必要で州

都を目指していくということのマニフェストにしっかりとうたわれておりましたけれども、先ほどの重村先生の話ではありませんけれども、戦略的に進めて行く上で県の中でどういう組織でこの道州制や州都を目指していくことを議論をしていくのか、先ほど九州では道州制の九州モデルについての策定のスケジュール等も説明があつて九州全体ではそういう話だとわかりますが、県としてどうやっていくのか、先ほど前川委員の話もあつたように、我々は道州制を導入しようがしまいが県民が幸せを実感する、そういう熊本づくりをやっていく必要がありますが、例えば7県で道州制になった方が県民が幸せを実感できるのか、あるいは南九州3県で宮崎、鹿児島あたりと先に合併をしてしまつてそっちの方が県民が幸せを実感できるのか、州都を取りに行くということ踏まえてですね、7県の中で競争するのか、まず3県で南九州で団結をしてやっていくのかと、いろいろなシュミレーションを考えられると思うのですが、そのあたりを議論していく場、戦略的に熊本県としての方針を決める場というものがあるのか教えていただきたいと思えます。

○内田企画課長 県の中に道州制検討のための研究会をつくりまして、そこで関係各課と勉強会、情報の交換をしているというところでございます。あとは戦略的にいう中では鹿児島県知事が九州3県で道州の枠組みをとるということで州都の議論をされておりますけれども、やはり九州各県いろんな思惑がありますので、そのあたりはきちっと情報を把握した上で、それに対抗し得るような対応を考えていきたいと思っております。軽々に動けないようなところもありますので、ただ、意識的に九州の中で熊本が損をしないという語弊がありますが、きちっと熊本のためになるような道州制の形を目指していきたいという

ふうになっております。

○木本総合政策局長 かなり個人的な意見も申し上げたいと思いますが、道州制につきましては、いろんな場で議論が行われております。ただ、果たしてこれで道州制にいけるのかなと思っております。その理由は2つです。

1つは、道州制がうまくいくためには国の権限、財源、それから道州にきちっと移るといことが1つ大きな条件だろうと思ってます。御説明もいたしましたように、国の権限、財源が果たしておられるのかどうか、最近の地方分権改革推進のための委員会の中で検討されておりますことが各省庁なかなか地方におろすというような状況が見られない。そういう状況の中で果たしてできるのか。

それともう1つは、道州制になったときに都道府県の事務というのは市町村においていく、果たして今、基礎的自治体である市町村がそれを担えるだけの体制にあるのかどうか、そういうことから、その2点からするとなかなかすぐ簡単に道州に移るといことは私は個人的には非常に厳しいのではなからうか、そういう中でもビジョン懇談会あるいは自民党の方では10年間のうちには道州に移行するという、具体的にも法律の方を一応上げるみたいなことまで書いてあるんで、本当にできるかなあと思う反面、一生懸命やったりやらねばいかんかなあというような気持ちもあります。そういう中で、非常に私も心配しているのは道州のことです。やはり、熊本県にとっては、州都を取っていくということは熊本県の発展に不可欠だろうと思っております。やはり州都を取らなければ福岡と鹿児島間に挟まれて熊本は本当に核がなくなってしまうというふうになっておりますので、州都を取るためにはどうするのかと、確かに今、政治的に戦略的に動くということもあろうかと思いますが、まず、やはり熊本が州都として適当だなあと、他県からしてやっぱり熊本

だと思われるような状況をつくり出さざるを得ないだろうと思っております。今、州都で多分手を上げるだろうと言われてるのは私は3カ所と見ています。1つはわが熊本、1つは福岡、1つは先ほどお話しがありましたように、鳥栖、久留米のクロスロード、この3カ所だろうと思ってます。福岡につきましては、これは戦略会議の道州制に関する平成18年の答申の中でも九州における各地域の産業、文化等の特色を生かした多極的構造の地域づくりを目指し、過度の一極集中を緩和してということが書いてございます。福岡については、恐らく重村先生も御紹介いただきましたように、やはりクロスロードの方に力を入れているということは、福岡としては、やはり州都として押さえることは少ないだろうという判断があろうと思っております。私もライバルは鳥栖・久留米連合の方がライバルだろうというふうになっております。熊本が州都として適当だろうと思ってもらうためには何が必要かと、州都である熊本都市圏の社会基盤、生活基盤、都市基盤、この充実以外にはないだろうと思っております。やはり州都として適当な規模、レベルの都市基盤、生活基盤、社会基盤、そういうものをきちっと整えていくということが必要というのが1つ。もう1つは拠点性を高めるという意味で中九州横断道路、それから九州横断自動車道延岡線、この2つをきちっと形を見せていく、州都議論が始まる前にこの2つの路線をきちっと形を見せていく、縦軸、横軸、熊本は拠点性がありますということをきちっと見せていくということが必要だろうというふうになっております。その2つ、要するに都市基盤、社会基盤、生活基盤を整えるということと、横軸をきちっと整備をするということの2つが私は最低必要だろうと思っております。

○溝口幸治委員 初めて総合政策局長の熱い

話を聞きました。財政課長にはぜひ予算をつけていただければ州都は実現するんじゃないかと思った次第ですが、「横断道路」と呼ぶ者あり)、先ほどの戦略的にいろいろ進めていく上ですね、鹿児島知事が州都は福岡がふさわしいとか、そういう衝撃的な発言をなさったりしておりますけれども、やっぱりこっちからもいろいろメッセージを發していくということは必要だと思います。今、局長がおっしゃったような形で熊本づくりを進めていくことも大切だと思いますが、熊本もみずから行動をやっていると、局長も御心配になっているようにどこまで国が権限を渡すのかということは非常に我々も心配をしているところですが、逆にこの委員会では、こういう権限を我々に渡せと、道州制に向けて動き出すんでこういう権限を渡したらこういう県民に対しての幸せを実感できるような施策ができるのだというものを執行部の皆さん方からも出していただいて、それを議論をしていて我々が逆に前川委員がさっきおっしゃったように、国に対していろいろ要望していくというようなことをやる、いわゆる待ちの姿勢で道州制を議論するのではなくて攻めの姿勢に転じてやっていくというようなことをぜひやれたらなあと思いますので、次回からでも、執行部から、こういうのを道州制のときには権限が欲しいのだというような、財源もこういうのが欲しいんだというものを上げていただければ議論を進むのじゃないかなあと気がいたしますが、いかがですか、企画課長。

○内田企画課長 今の話は役割分担の中でどのような権限を道州に降ろしていくかというお話しだと思いますが、この件につきましては、九州は先ほど申しましたように、九州地域戦略会議の第2次道州制の検討委員会の中できちっと議論をしております、単独の県というよりも九州としての道州制の姿をきちっと見据え、その中でどういう権限を持って

くればいかと、1つの形として先ほどパレットの中にありました12のモデルの中で具体的な分野での権限の議論をしておりますので、九州においては、そういう一体となった要望を全国知事会ないしは直接国に対して物を申していく形になるかというふうに思っております。

○高木健次委員 私も先ほどの木本局長の意見と全く同感ですね、きのうの質問でも横軸の形成等について質問させていただきましたが、この道州制の検討委員会も熊本に州都をとということでの非常に第一目的というものがあると思うです。州都を熊本に要らないということであればこれだけの議論も進まないんじゃないかなと、局長は州都と言ったときに3カ所くらいが候補と言われましたけれども、もしかしたら州都というときに7県全部手を上げるかもしれないですね、そういうことになりかねないということもありますけれども、私はきのう州都になるためには熊本市の政令市の実現ということで思っておりますけれども、城南、益城、植木ですか、これは一応、州都を目指すためのどうしても大前提としての熊本市が政令都市にならなければならないという1つの前提もあると思うのです。ところが前回の委員会で私も市町村合併の総括をやってほしいということをお願いしております、その辺もある程度は出てきたと思うのですけれども、市町村合併をきのうも知事も言われましたけれども、今後とも進めていくと言われました。ただ、市町村に道州制の論議というものがほとんどおいてないですもんね。この資料を市町村に出した場合にこういうことが県では進んでいますよとか、これから市町村の合併を進めていこうと言っても、私のところでもそうですけれども、2年ほどくらい前に合併が終わったということで、そしたらあと10年、クエスションマークはついてますけれども、30年にはもう道州

制に完全移行ということになってます。これを見たときに果たして今から合併をして、また、10年後にはもう道州制かということの疑念を考えれば市町村合併も進まないじゃないかなということ、道州制を進めるということであれば、その辺の整合性というのが非常に出てくるんじゃないかなあという感じもいたしております。ですから、先ほど前川委員の方からも出ておりましたけれども、各委員の方から出ておりましたけれども、やっぱり基礎は自治体ということですから、その自治体に対して道州制の論議を自治体でもやってくれというふうな県からの推奨といいいますか、そういうこともしていったら、ちょっときのう市議会の方とも会ったんですけれども、市議会とかは道州制の論議もするために検討委員会なり、勉強会なりを立ち上げたらどうですかという話もしたんですけれども、そういう方面も県の方から推奨というか、話をした方がいいんじゃないかなと思いますけれども。いかんせん、今言ったように、道州制の問題と、10年後に、それから市町村の合併と一遍に持って行ったら非常にその辺の整合性がとれんじゃないかなあという気持ちはあるんですね。だから、その辺の所見をお伺いしたいと思いますけれども。

○内田企画課長 道州制の議論をする場合に、やはり市町村にも絡む話でありますし、また、経済団体の活動にも絡む話というふうには認識しております。そこで昨年の12月には県内を各ブロックに分けて振興局に市町村の職員の方、それから各経済団体の方に集まっておりましたので、そこで道州制の情報を提供しておりますし、また、青年会議所あたりも、昨日、天草で道州制をテーマとしたセミナーといたしますか、議論を行っておられます。昨年度もそういう経済団体のフォーラム等が活発に行われているということで、ある程度のところでの道州制の議論はできて

はいたのかなと思います。ただ、今後、役割分担の議論、それから税源の話、九州モデルというのが今度ある程度形が出てきますので、そういうのを待ちながら、県民に対する啓発活動に努めていきたいというふうに思っております。

○高木健次委員 市町村合併も進めていく、道州制も進めていくと、二またというような感じなんです、ただ、10年後というと、この前合併したところもありますし、今から合併をと言っても10年後にはどうせ道州制に移行するぞということであつたら合併の方も非常に進みにくいかなあという感じはしています。

以上です。

○濱田大造委員 政令市の話は急速にもう実現するんじゃないかということまで来ていると思うのですが、今県庁に職員の数が4,900人くらいいると思うのですが、これは2,000人くらいは熊本市の方に転籍しちゃうと考えていいんでしょうか、そういう議論は今始まっているんでしょうか、教えてください。

○田崎人事課長 人事課でございますが、今の御質問はちょっと私が最初お答えした後、市町村総室の方で調査した件もありますので、補足があればまた後でお願いしたいと思います。今、先生おっしゃったように、例えば今5,000人弱の県職員が政令市によって2,000人くらいなくなる、そういう形ではなくて、先ほどこの資料の中にもございましたけれども、きょうの委員会資料33ページでございますか、現在、熊本市は既に中核市になっておられます。かなりの事務権限が移譲されているところでございまして、政令市になったときに児童相談所あるいは都市計画の決定等さまざまな事務権限が移譲されますけれども、こういった事務によって移譲する人

員というのは今のところでは数百人、まだ具体的な数字というのがちょっと私も把握はしておりませんが、一桁違う感じではないかなあとというふうに思っております。先ほど2,000人とおっしゃいましたけれども。そのあたりは市町村総室の方からまたよろしく願いたいと思います。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。

権限移譲を行った場合にどれくらいの業務の処理時間それから業務の予算がどれくらい県の方から、例えば熊本市の方にいくかというようなシュミレーションは一応やっております。ただし、その中で必ずしも業務時間数というか、いわゆる一業務に対してのその処理時間というのは機械的に出てくるわけでございますけれども、標準的な処理時間を前提とすればですね、ただ、それを今度は単純に1人の人間の数に置きかえることができるかというんですね、それは例えば、業務がそれ自体としては零コンマ幾つとかというような人数になるものですから、単純に人の数としては非常にちょっと算定しにくいところがございます。今後また熊本市への権限移譲の協議が進むことによりましてその辺の数字もまた変動してまいりますので、今のところ確定的に大体、これくらいの人間が、例えば県の方から市の方に移管するであろうというようなところでのまだ確定した数字としてはまだ出しておりません。

○濱田大造委員 転籍と考えてよろしいですか。

○本田市町村総室長 身分移管については人事課の方から、済みませんが。

○田崎人事課長 政令市になったときに当然、例えば国道の管理とか、そういうものを

今、県土木事務所でやっているような業務が市に移ったときに、今おっしゃったような転籍になるのか、市の方からそういう専門的な知識の人を欲しいという形になれば、そういうこともあると思いますけれども、そうではなくて新たにそういう形で熊本市で採用していくということも考えられると思います。そういう場合には県の方でその業務に携わっていた人たちが別の部署に配置していくというような形、ですから、イコールすぐ転籍ということになるのかどうか、そのあたりはもう少し具体的にないとはっきりしたことはちょっとわからないということでございます。

○本田市町村総室長 ちなみに先行しております浜松市の例でちょっと御報告したいと思いますが、浜松市の方では先ほど前川先生の方からも人的な支援というお話もございましたけれども、それに伴いまして政令市に移行する都市に大体、40人ほど県の方から市の方へ、これはいわゆる身分移管ということではなくて派遣という形で県職員が市の方に派遣をされております。逆に市の方からも県の方に業務に習熟するという趣旨からの派遣を受けるという形で、大体、派遣交流という形で浜松市も政令市に移行する2年ほどくらい前からその辺の準備に取りかかっているという状況がございます。基本的には割愛とか、あるいは身分移管等でいくケースというのは先行している浜松市等に、それから新潟もそうでございますけれども、それは非常に少なうございます。

○馬場成志委員長 ほかにございませんか。——ございませんね。

それでは、これで質疑を終了させていただきます。今、質疑の中でもいろいろとありましたけれども、この委員会はお互いに本当に提案しながらやっていくというようなことに

しなければ議論が深まりませんので、委員さん方からもいろいろな提案が出てくると思いますし、皆様方も決してベストの意見ということではないだろうというふうに思います。さまざまな意見がありますので、そんな中で何を取り組んでいくかということを一歩を踏み出すというようなことをやっていかなければならないだろうというふうに思います。よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

次に、議題2 閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 その他は割愛します。

本日の委員会は、これで閉会をいたします。どうもお疲れでございました。

午後0時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長